

占冠村地域材利用推進方針をつくりました

占冠村では、平成22年10月1日に施行された「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22年法律第36号)及び平成23年に北海道がつくった「北海道地域材利用推進方針」に基づき、占冠村での地域材の利用を推進するための「占冠村地域材利用推進方針」をつくりました。

この方針では、占冠村内または北海道内の森林から産出され、道内で加工された木材を「地域材」と位置付け、その利用を促進することが森林資源の循環利用による林業の再生や山村地域の活性化、地球温暖化の防止等に貢献することを意義として、公共建築物をはじめとする幅広い分野で地域材の利用を促進することとしています。

占冠村地域材利用推進方針の概要

第1 公共建築物における地域材の利用の促進の意義及び基本的方向

- ▷地域材の利用促進が、森林資源利用による林業の再生や山村地域の活性化、地球温暖化の防止等に貢献すること
- ▷過去の非木造の考え方を、公共建築物について可能な限り木造化、内装等の木質化を図るとの考え方に転換すること
- ▷公共建築物の整備に当たっては、合法性や産地が証明された地域材で、乾燥の度合いや強度が明示されているJAS製品の使用に努めること

第2 公共建築物における地域材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

- ▷建築基準法その他の法令に基づく基準で耐火建築物とすること等が求められない低層の公共建築物について、積極的に木造化を促進
- ▷木造化が困難な場合でも内装等の木質化、備品や消耗品としての地域材製品の利用、森林バイオマスの利用を促進

第3 村が整備する公共建築物における地域材の利用の基準

- ▷村は、整備する公共建築物のうち、積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する低層の公共建築物について、原則としてすべて木造化を図るものとし、その基準を設定
- ▷中高層・低層に関わらず内装等の木質化、備品類での地域材製品の利用を推進するものとし、その基準を設定
- ▷暖房器具等への森林バイオマス燃料の導入を推進

第4 公共建築物の整備の用に供する地域材の適切な供給の確保に関する基本的事項

- ▷公共建築物の整備に適した地域材の円滑な供給の確保
- ▷公共建築物に利用する耐火性等の品質・性能が高い木質部材の開発の促進

第5 公共建築物以外の建築物等での地域材の利用の促進に関する基本的事項

- ▷住宅や民間事業所等における地域材の利用を促進
- ▷公共土木工事や公共施設の工作物等における地域材の利用を推進し、景観等に配慮が必要な場所では木製ガードレールなどの利用に努めること
- ▷畜舎やエゾシカ侵入防止柵など農業用施設での地域材の利用を促進
- ▷森林バイオマスの製品及びエネルギー利用の拡大を促進

第6 その他必要事項

- ▷公共建築物の整備において維持管理を含むコスト面で考慮
- ▷優良な木造建築事例の普及啓発や設計・施工者による情報交換を行うなど、地域材の利用を効果的に推進

■お問い合わせ 林業振興室 電話56-2174

村職員の 給与の状況

村職員の給与は、その職務の内容に応じた給料と期末・勤勉手当や扶養手当などの諸手当から成り立っています。

また、国家公務員や民間企業の従業員の給与などを総合的に考慮して、村議会で議決された「職員の給与に関する条例」に基づいて支給しています。

こうして定められた村の給与制度は、国の制度に準じていますが、議員および職員の役職加算については独自の削減をしています。

村の人件費の概要について、次のとおり公表します。

村長・議員などの報酬状況

特別職、村議会議員などの報酬月額はそのとおりです。

なお、特別職などの報酬については、一般職員とは別に、村内の各公的団体等の代表によって構成される「占冠村特別職報酬等審議会」の答申を受け、村議会の審議を経て条例で定められています。

(平成17年4月1日改定)

| 区分 | 月額 | 区分 | 月額 |
|-----------|----------|--------|----------|
| 村長 | 648,000円 | 議長 | 225,000円 |
| 副村長 | 562,000円 | 副議長 | 170,000円 |
| 教育長 | 539,000円 | 常任委員長 | 150,000円 |
| | | 副常任委員長 | 145,000円 |
| | | 議員 | 140,000円 |
| 期末手当 (三役) | | 6月期 | 1.90月分 |
| | | 12月期 | 2.05月分 |
| | | 合計 | 3.95月分 |
| (議員) | | 6月期 | 1.90月分 |
| | | 12月期 | 2.05月分 |
| | | 合計 | 3.95月分 |

1 職員給与費の状況

(単位：万円)

| 年度 | 職員数 (A) | 給与費 | | | | 一人当たり給与費 (B/A) |
|------|---------|--------|---------|-------|--------|----------------|
| | | 給料 | 期末・勤勉手当 | 諸手当 | 計 (B) | |
| 平成24 | 53人 | 22,001 | 7,278 | 3,630 | 32,909 | 621 |
| 平成25 | 55人 | 22,453 | 7,476 | 3,647 | 33,576 | 620 |

*職員数は平成25年度当初予算の人数です。(特別職を含む)

2 職員の平均給料月額・平均年齢状況

(平成25年4月1日現在)

| 区分 | 平均給料月額 | 平均年齢 |
|-------|----------|-------|
| 一般行政職 | 323,700円 | 40.7歳 |

3 初任給と採用2年経過の給与月額

(平成25年4月1日現在)

| 区分 | | 初任給 | 採用2年経過給与月額 |
|-------|------|----------|------------|
| 一般行政職 | 大学卒業 | 172,200円 | 185,800円 |
| | 高校卒業 | 140,100円 | 148,500円 |

4 職員手当の状況

| | | | | |
|-------------------------------|----------------------------|---------|-----------|--------|
| 退職手当 | (支給率) | 自己都合 | 定年 | |
| | 勤続20年 | 23.03月分 | 28.7875月分 | |
| | 勤続30年 | 40.67月分 | 47.775月分 | |
| | 勤続35年 | 46.55月分 | 55.86月分 | |
| | 最高限度 | 55.86月分 | 55.86月分 | |
| 期末・勤勉手当 | | 期末 | 勤勉 | 計 |
| | 6月期 | 1.225月分 | 0.675月分 | 1.90月分 |
| | 12月期 | 1.375月分 | 0.675月分 | 2.05月分 |
| | 計 | 2.60月分 | 1.40月分 | 3.95月分 |
| 本年度に限り職制上の段階、職務の級などによる加算措置なし。 | | | | |
| 扶養手当 | ◎配偶者 | 13,000円 | | |
| | ◎配偶者以外 | 6,500円 | | |
| | ◎1人(配偶者なし) | 11,000円 | | |
| | ◎特定期間の加算 | 5,000円 | | |
| 通勤手当 | 片道通勤距離2km超の者で、交通機関等利用 | | | |
| 住宅手当 | 借家で、12,000円を超える家賃を支払っている職員 | | | |

5 等級別職員数の状況

(平成25年4月1日現在)

| 区分 | 6級 | 5級 | 4級 | 3級 | 2級 | 1級 | 計 |
|--------|-------|-------|---------|---------|------|-------|--------|
| 標準的な職務 | 課長主幹 | 課長主幹 | 主幹係長・主査 | 係長主査・主任 | 主事 | 主事事務補 | — |
| 職員数 | 11人 | 16人 | 11人 | 8人 | 1人 | 5人 | 52人 |
| 構成比 | 21.2% | 30.7% | 21.2% | 15.4% | 1.9% | 9.6% | 100.0% |

